

関係各位

一般財団法人 砂防フロンティア整備推進機構
研究第一部 砂防管理情報センター担当 数値地図照査係

土砂災害防止法に使用する数値地図照査業務受付のご案内

1. 土砂災害防止法に使用する数値地図照査業務の申込み

(1) 本照査業務の申込みに当たっては、以下の書類が必要となります。

- ① 「土砂災害防止法に使用する数値地図照査業務申込書（以下：照査申込書）」(Excel)
青字と緑字の事項について入力します。

⇒01-02_数値地図申込書・依頼書.xlsx 内の記入要項、記入例を参照願います。

- ② 「照査依頼書」(Excel)

①と同じファイル内にあり①を入力すると自動で作成されます。

- ③「都道府県（直轄事務所）との契約書の写し」(PDF)

都道府県または直轄事務所からの請負業務（数値地図作成業務）の契約書（発注者、受注者、件名、履行機関が確認できる範囲）を画像データとして作成します。

※電子契約の場合は、電子契約システムから送付される合意締結メールや画面のスクリーンショット等（ただし、受注者、発注者、業務名、契約日等が確認できること）を追加で添付してください。

※請負業務の工期が延期されている場合は、変更後の工期がわかる資料も添付願います。

※申込み時点で設計変更契約が間に合っていない場合、発注者との協議簿や指示書等を追加で添付してください。

※請負業務契約時と照査申込時で契約者等に変更がある場合は、発注者に提出した変更届等と一緒に添付してください。

※ファイル名は「03_契約書の写し.pdf」としてください。

- ④「都道府県との打ち合わせ議事録」(PDF)

業務全体の図化面積が分かる資料（打合せ簿、設計書、特記仕様書 等）をスキャンしてください。なお、発注者から照査対象となる範囲や面積が指示されている場合、その議事録と照査範囲がわかる資料もスキャンしてください。

※ファイル名は「04_打合せ議事録.pdf」としてください。

- ⑤「照査実施チェックシート」(Excel または pdf（チェック結果をスキャンした物も可）)

チェックシートに照査内容に対する確認結果について記入します。

- ⑥「提出資料チェックリスト」(Excel) ⇒記入要領に従って記入願います。

チェックリストに提出資料の有無や数量等について記入します。

- ⑦「UAV 使用時の追加提出資料」(Excel) ※UAV を使用している場合のみ添付

(2) 上記①～⑥の書類を順番で格納し、照査受付アドレス (shosa.uketuke@sff-gis.com) にメールします。照査申込書及び照査依頼書の内容を当機構で確認します。

(3) 提出書類の確認結果が当機構から届き次第（メールで確認結果をお送りします）、照査依頼書に押印し、当機構総務部数値地図照査契約宛に郵送（宅配便可）して下さい。

※本申込み後すぐに契約手続きを開始するため、図化完了（1次資料の完成）時点でお申込みください。

※申込みに際しご不明な点については、先述の照査受付アドレス宛にお問合せ下さい。

注 意 事 項

注 1）照査依頼書（書類）の郵送は下記の宛名ラベルをご使用下さい。

〒102-0093 東京都千代田区平河町 2-7-4 砂防会館別館 6F
一般財団法人砂防フロンティア整備推進機構
総務部 数値地図照査契約担当宛

注 2）郵送の際は、他資料と同梱せずに、本照査依頼書のみを個別にお送り下さい。

注 3）当機構で指定した手続きよる荷物の受発送や連絡等が行われない場合、照査作業が遅れる場合がありますのでご注意願います。

2. 照査業務における提出資料

申込受付完了後、当機構側で照査作業の準備を開始します。

準備が完了した時点で、当機構から貴社へメールにて照査資料の送付先（私書箱）及び連絡先をご連絡差し上げますので、指定の送付先へ照査資料をご発送願います（契約担当とは別になります。）

提出資料と発送時の留意点は下記のとおりです。

【提出資料】

●申込時に提出した資料①～⑦ ※資料①②⑥は修正があった場合、最終版 Excel を収容

●1次資料

- 1) 撮影標定図（図面 No.、図郭記入済み）
- 2) 作業範囲図（図化範囲を記入済み）
- 3) 空中三角測量成果（PAT-B 形式または外部標定要素、写真座標、調整後のポイント座標、カメラデータのテキスト形式ファイル及び説明資料）
- 4) DMデータファイル
- 5) DMデータファイル説明書
- 6) 図化範囲線DMデータファイル（※次頁を参照）
- 7) 3次元地形モデル作成用DMデータファイル
- 8) 3次元モデルデータファイル（TINデータ）
- 9) オルソフォト画像データ
- 10) 精度管理表
- 11) 品質評価結果表

●2次資料

- 1) 空中写真（ポジフィルム、密着写真、スキャニング画像）
- 2) 指定した図郭の2次元DM出力図（1/2,500）1部
- 3) 現地調査結果資料（断面図測線データ*2、現地調査写真 1/2,500、野帳、現地スナップ状況写真、その他微地形調査において得られた資料等）
- 4) （あれば）対象箇所の土砂災害危険箇所または土砂災害警戒区域の shape データ*3

*1：『土砂災害防止法に使用する数値地図作成作業データファイル仕様及び項目別データ取得基準細則（案）2.2 ファイルの格納方法』

*2：1箇所につき最低1断面を以下の3つのいずれかでご提出下さい。

- 1) 測線をブレイクラインとしてDMに登録
- 2) 測線のCADデータ（測地座標・高さ情報入り）
- 3) 測線のCADデータ（測地座標・基点情報入り（下端・家屋・道路端などの位置情報付き））

※現地調査結果資料が微地形調査票のみの場合は、原則、差戻しとさせていただきます。

*3：未指定、未調査箇所の場合は基礎調査を実施する予定の箇所のデータで結構です。

●UAV 関連資料（使用した点群・オルソ、図化の境界、図化環境 等）

※UAV を使用した場合のみ「UAV 使用時の追加提出資料」（Excel）を参考に提出してください。

【照査資料発送時の留意点】

- ・荷物発送の際には、宛先に指定された『私書箱番号』を必ずご記入下さい。
- ・荷物発送の伝票の品名欄に『物件番号(メールで連絡された6桁の数字)』と『資料種別(1次資料, 2次資料)』と『送付物の内容 (HDD 等)』を必ず記入して下さい。
※図化範囲が 100km² を超える場合は、1次資料と2次資料を2段階にわけて提出いただく場合がございます。その場合は連絡先をお伝えするメール内でお知らせします。
- ・作成する数値地図のデータファイルは、「土砂災害防止法に使用する数値地図作成ガイドライン（案）～第8版～」(平成27年6月)*1に準拠して下さい。
- ・照査資料の内、電子データの送付媒体は、照査業務の効率化を図るため、外付 USB ハードディスク装置（USB2.0 以降、SSD も可）とし、電子データは「数値地図照査提出資料格納フォルダ構成（記入要領 P.3）」に従って格納して下さい。
- ・送り状とは別に、「提出資料チェックリスト」を印刷したものを添付してください。

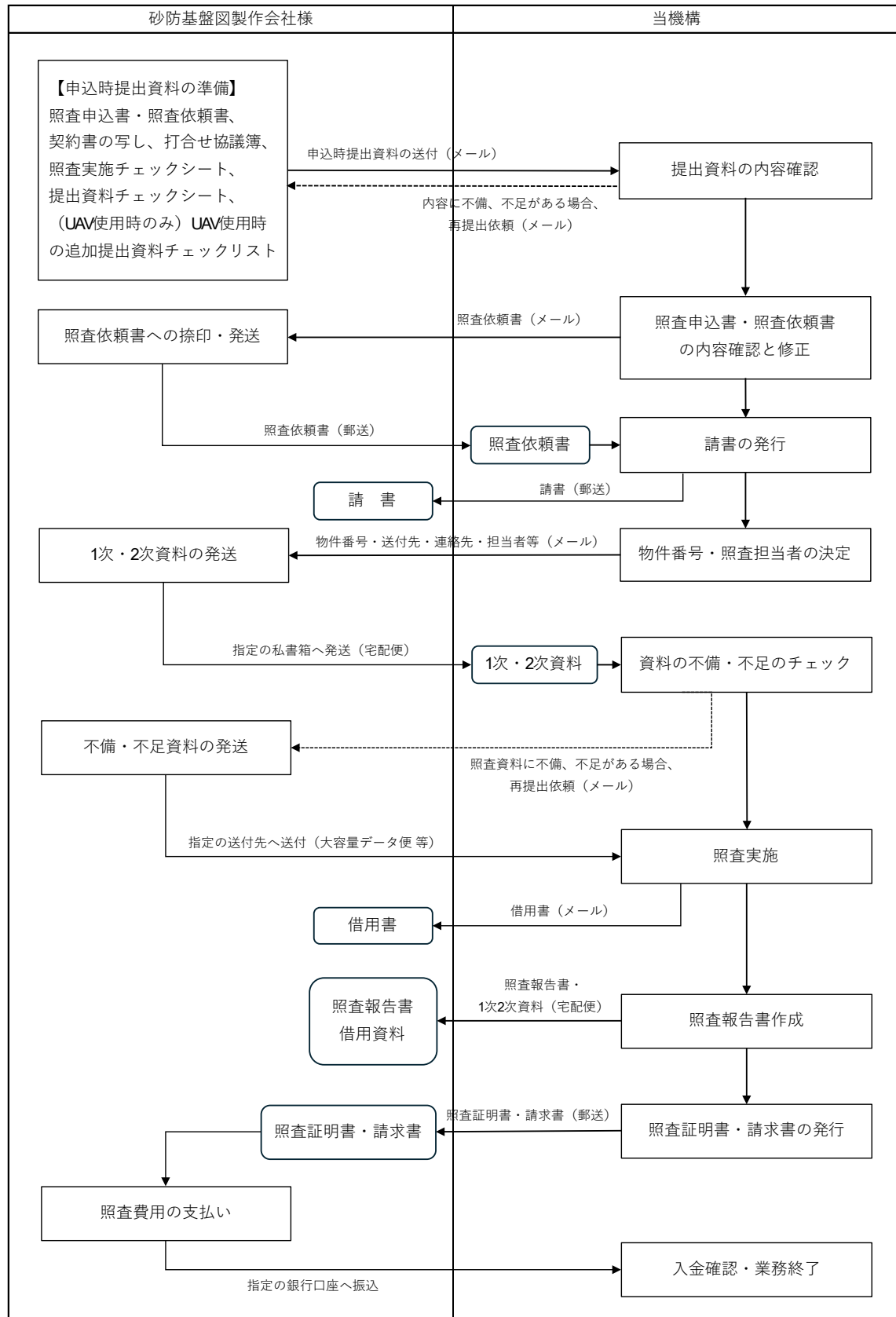
3. 照査手続きの流れ

数値地図照査業務に関する各種手続きの流れは、下図のとおりです。

照査依頼書を受領後、請書（別紙）を発行します。

照査が完了次第、照査報告書を宅配便にて、照査証明書と請求書を郵送にて送付いたします。

※事務手続きの都合上、照査証明書と請求書は照査報告書から数日後に別途郵送となります。



4. 3次元数値地図照査業務の単価（消費税別）

本照査業務の照査範囲は図化範囲の5%を原則としており、照査費用は下記のとおりです。
※令和7年4月1日受付分より照査費用を以下の通り改訂しております。

＜令和7年4月以降受付分の単価＞

照査面積 (km ²)	5	10	15	20	30	40	50
単価 (¥千円)	500	900	1,200	1,600	2,200	2,800	3,400

(例) 図化範囲面積 150 km² の場合、照査面積は5%の 7.5 km² となり、照査単価は 10 km² 以下の ¥800 千円（消費税別）となります。

ただし、図化面積が 100 km² 以下の場合は、以下の通りとなります。

＜図化面積が 5 km² 以上 100 km² 以下の場合＞

照査面積は一律 5.0 km² となり、照査費用は ¥500 千円（消費税別）となります。

＜図化面積が 5 km² 未満の場合＞

図化面積全てが照査面積となり、照査費用は ¥500 千円（消費税別）となります。

5. 当機構の代表連絡先

本照査業務に関する当機構の連絡先及び問合せ先は、下記のとおりです。
事務処理の効率化を図るため、メールでの連絡対応にご協力をお願い致します。

●照査業務全般に関する問合せ

一般財団法人 砂防フロンティア整備推進機構 研究第一部
砂防管理情報センター担当 数値地図照査係
tel: 03-5216-5872 fax: 03-3262-2201 e-mail: shosa.kanri@sff-gis.com

●事務処理に関する問合せ

一般財団法人 砂防フロンティア整備推進機構 総務部 数値地図照査契約担当
tel: 03-5216-5871 fax: 03-3262-2201 e-mail: shosa.uketuke@sff-gis.com

以 上

請 書

土砂災害防止法に使用する数値地図照査業務

(〇〇事務所管内)

上記の業務について、次の各項を承諾のうえお願いします。

1. 請 負 額 ¥550,000.-

うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ¥50,000.-

「取引に係る消費税及び地方消費税の額」は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定により算出したもので、請負額に110分の10を乗じて算出した額である。

2. 履 行 期 間 自 令和〇〇年〇〇月〇〇日
 至 令和〇〇年〇〇月〇〇日

3. 業 務 内 容 別紙特記仕様書のとおり

令和〇〇年〇〇月〇〇日

東京都千代田区平河町2-7-4
砂防会館 別館
一般財団法人砂防フロンティア整備推進機構
理 事 長 今 井 一 之

株式会社〇〇
代表取締役 〇〇 〇〇 殿